

○構内無線局等の無線局の無線設備に指定する周波数帯を定める告示案（平成二十二年総務省告示第

号）

（傍線部分は改正部分）

制定案

参考

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第一号注34の規定に基づき、構内無線局等の無線局の無線設備に指定する周波数の指定周波数帯を次のように定める。

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第一号注34の規定に基づき、構内無線局、特定小電力無線局、超広帯域無線システムの無線局及び簡易無線局の無線設備に指定する周波数の指定周波数帯を次のように定める。

なお、平成二十二年総務省告示第二百十二号（構内無線局、特定小電力無線局、超広帯域無線システム及び簡易無線局の無線局の無線設備に指定する周波数の指定周波数帯を定める件）は、廃止する。

なお、平成十八年総務省告示第四百二十三号（構内無線局、特定小電力無線局及び超広帯域無線システムの無線局の無線設備に指定する周波数の指定周波数帯を定める件）は、廃止する。

1 構内無線局

1 構内無線局

周波数	指定周波数帯
2,448,875MHz	2,427MHz から 2,470,75MHz まで

周波数	指定周波数帯
954,2MHz	952MHz から 956,4MHz まで
2,448,875MHz	2,427MHz から 2,470,75MHz まで

2 特定小電力無線局

2 特定小電力無線局

周波数	指定周波数帯
313,625MHz	312MHz から 315,25MHz まで
403,5MHz	402MHz から 405MHz まで
403,65MHz	403,5MHz から 403,8MHz まで
433,92MHz	433,67MHz から 434,17MHz まで
2,441,75MHz	2,400MHz から 2,483,5MHz まで
2,448,875MHz	2,427MHz から 2,470,75MHz まで
10,525GHz	10,5GHz から 10,55GHz まで
24,15GHz	24,05GHz から 24,25GHz まで
60,5GHz	60,0GHz から 61,0GHz まで
62,5GHz	59,0GHz から 66,0GHz まで

周波数	指定周波数帯
313,625MHz	312MHz から 315,25MHz まで
403,5MHz	402MHz から 405MHz まで
403,65MHz	403,5MHz から 403,8MHz まで
433,92MHz	433,67MHz から 434,17MHz まで
2,441,75MHz	2,400MHz から 2,483,5MHz まで
954,8MHz	952MHz から 957,6MHz まで
2,448,875MHz	2,427MHz から 2,470,75MHz まで
10,525GHz	10,5GHz から 10,55GHz まで
24,15GHz	24,05GHz から 24,25GHz まで
60,5GHz	60,0GHz から 61,0GHz まで

76.5GHz	76.0GHz から 77.0GHz まで
---------	-----------------------

3 超広帯域無線システムの無線局

周波数	指定周波数帯
4.1GHz	3.4GHz から 4.8GHz まで
8.75GHz	7.25GHz から 10.25GHz まで
26.625GHz (注)	24.25GHz から 29GHz まで (注)

注 平成 28 年 12 月 31 日までの間は、「26.625GHz」を「25.5GHz」とし、「24.25GHz から 29GHz まで」を「22GHz から 29GHz」とする。

62.5GHz	59.0GHz から 66.0GHz まで
76.5GHz	76.0GHz から 77.0GHz まで

3 超広帯域無線システムの無線局

周波数	指定周波数帯
4.1GHz	3.4GHz から 4.8GHz まで
8.75GHz	7.25GHz から 10.25GHz まで
26.625GHz (注)	24.25GHz から 29GHz まで (注)

注 平成 28 年 12 月 31 日までの間は、「26.625GHz」を「25.5GHz」とし、「24.25GHz から 29GHz まで」を「22GHz から 29GHz」とする。

4 簡易無線局

周波数	指定周波数帯
954.2MHz	952MHz から 956.4MHz まで